

議案第2号

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正
について

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する
規程を次のように定める。

令和3年1月21日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部
を改正する規程

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年倉敷市
教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育企画総務課の項中「月曜日」を「日曜日」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

情報学習センターの週休日を月曜日から日曜日に変更することにより、学校園への対応をよ
り円滑に行うことができるようにするため、規程を改正するものである。

倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年倉敷市教育委員会訓令第1号）新旧対照表

新						旧					
別表（第2条，第3条関係）						別表（第2条，第3条関係）					
所属	勤務場所	区分	勤務時間	休憩時間	週休日，休日，勤務の割振り等	所属	勤務場所	区分	勤務時間	休憩時間	週休日，休日，勤務の割振り等
教育企画 総務課	情報学習セ ンター	情報学習 センター に勤務す る職員	午前8時30分か ら午後5時15分 まで	勤務の途中 で休憩1時 間を適宜与 える。	1 週休日は， <u>日曜 日</u> 及び当該 <u>日曜 日</u> と合わせて1 週について2日 又は4週を通じ8 日となるように 所属長（館長） が指定する日と する。 2 国民の祝日に 関する法律（昭 和23年法律第17 8号。以下「祝日 法」という。） に規定する休日 及び12月29日か ら1月3日まで （祝日法に規定 する休日を除 く。）は，休日 とする。ただし，	教育企画 総務課	情報学習セ ンター	情報学習 センター に勤務す る職員	午前8時30分か ら午後5時15分 まで	勤務の途中 で休憩1時 間を適宜与 える。	1 週休日は， <u>月曜 日</u> 及び当該 <u>月曜 日</u> と合わせて1 週について2日 又は4週を通じ8 日となるように 所属長（館長） が指定する日と する。 2 国民の祝日に 関する法律（昭 和23年法律第17 8号。以下「祝日 法」という。） に規定する休日 及び12月29日か ら1月3日まで （祝日法に規定 する休日を除 く。）は，休日 とする。ただし，

					業務の都合により勤務を割り当てられた者は、勤務を要するものとする。						業務の都合により勤務を割り当てられた者は、勤務を要するものとする。
					3 勤務の割振り は、所属長（館長）が定める。						3 勤務の割振り は、所属長（館長）が定める。